

2021 年度 「合格保証制度」に関する確認書(校舎保管用)

「AIC メディカルアカデミー」において後記の「合格保証制度」(以下「本制度」という)対象コースに在籍の塾生(以下「乙」という)及び保護者(以下「丙」という)は、株式会社 AIC エデュケーション(以下「甲」という)に対し、本制度の対象となるために乙及び丙が遵守すべき以下の内容全てを甲から説明を受け、確認し了承したことを証するため、本確認書を作成する。

第1条 (目的)

本確認書は、「AIC メディカルアカデミー」における「合格保証制度」について定めるべき事項及び甲、乙及び丙が遵守すべき事項を明確にすることを目的とする。

第2条 (「合格保証制度」の内容)

「合格保証制度」とは、「AIC メディカルアカデミー」において、乙が第3条に定める本制度の適用対象者に当たり、かつ乙が同条③で受験した全ての入学試験で不合格(補欠繰り上がり合格を除く。)になった場合、甲は、乙が甲に支払った第4条に定める学費の半額を、乙に返金する。

第3条 (「合格保証制度」の適用対象者)

本制度の適用対象者とは、下記条件のすべてを充たす者をいう。

- ① 令和3年4月時点で高等学校3年生または既卒生であること。
- ② 令和3年8月までに第6条記載のコースに入塾し、2月末まで継続して在籍すること。
- ③ 入塾時に選択したコースにより、第6条の対象大学・学部学科を2校以上受験すること。

第4条 (学費返金の内容について)

本制度の返金の対象となる学費とは、乙が甲に支払ったAICメディカルアカデミー「月額学費」の合計とする。ただし、教材費・鷗州塾の各種講座受講料は除く。

第5条 (入塾金)

丙は、入塾申し込み手続きを完了の後、速やかに入塾金 11 万円(税込)を納付しなければならない。入塾金はいかなる場合にも返還しない。

第6条 (「合格保証制度」の適用対象コースおよび対象大学・学部学科)

選択コース	受験対象大学・学部学科
医学部コース	国公立大学、私立大学、大学校の医学部医学科
国公立大歯学部コース	国公立大学の歯学部歯学科
国公立大薬学部コース	国公立大学の薬学部全学科

第7条 (学費の返金時期について)

甲は、乙が第5条記載の対象大学・学部学科入試を2校以上受験し、それらすべてで不合格(補欠繰り上がり合格を除く。)になった場合、乙が支払った第4条に定める学費の半額を、乙が大学受験を終了した年の4月末日までに、一括返金するものとする。

第8条 (模試)

乙は甲が指定した外部模試を受験するものとする。これら受験に要する費用は、丙が負担するものとする。

第9条 (受験番号の報告義務)

乙及び丙は大学から受験番号が送付され次第、受験日までに甲に受験票のコピーを提出するものとする。また、合格確認に識別符号等が別途必要な場合は、共に報告するものとする。

第10条 (合否の報告義務)

乙及び丙は第6条の対象大学・学部学科に合格した場合、合格発表日を含む3日以内に甲に合否結果を報告するものとする。乙が繰り上がり合格となった場合も、乙が当該連絡を受けた日を含む3日以内に、甲に報告するものとする。また、甲の発行する刊行物、WEB 広告等に氏名・出身学校・合格体験記・顔写真を掲載することを了承する。

第 11 条 (契約の解除)

乙及び丙が次の各号の一つにでも該当する場合は、第 2 条の規定にかかわらず、甲は第 4 条に定める学費の返金を行わない。ただし、甲及び丙が別途協議した場合は、この限りでない。

- ① 入塾手続き完了後、年度途中で退塾を申し出た場合。
- ② 理由の如何を問わず、第 6 条に定める本制度の対象大学・学部学科 2 校を受験しなかった場合。
- ③ 第 9 条に定める受験票のコピーを提出しなかった場合。
- ④ 第 6 条で特定する大学・学部学科の合否について虚偽の報告を行った場合。
- ⑤ 一度でも学費を滞納した場合。
- ⑥ 素行不良で校舎の風紀を乱したとき。
- ⑦ 教師または他の塾生に対し、暴力、脅迫等を加え校舎の秩序を乱したとき。
- ⑧ 法令に抵触する行為のあったとき。
- ⑨ その他当塾の運営上支障をきたすと甲が判断したとき。

第 12 条 (専属的合意管轄)

甲及び丙は、本確認書に関して裁判上の紛争が生じた場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本確認書の内容について甲から説明を受け、丙が確認し了承した証として、ここに署名捺印のうえ、本書を甲に差し入れます。

2021 年 月 日

甲 広島市中区中町1番1号
株式会社 AIC エデュケーション
代表取締役 桑原 克己 御中

乙(塾生)
氏名

丙(保護者)
住所
氏名 印